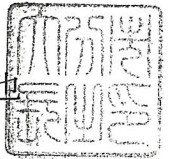


ごみ減第 397 号
令和 6 年 6 月 3 日

大分市清掃事業審議会
会長 安田 幸夫 様

大分市長 足立 信也



大分市清掃事業審議会条例第 2 条の規定に基づき、下記の事項について貴審議会の
意見を求めます。

記

1. 諮問事項

- (1) 大分市廃棄物処理施設使用料の改定について
- (2) 大分市一般廃棄物処理手数料（一時的多量廃棄物の処理に係るもの
及び犬、猫等の死体処理に係るもの）の改定について